

## 条例・規則関係資料

改正

平成16年12月24日条例第301号

平成20年3月26日条例第24号

平成22年12月28日条例第35号

平成23年12月28日条例第29号

伊賀市公民館条例

(趣旨)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第24条の規定に基づき、公民館の設置、管理及び運営に関し必要な事項を定める。

(設置)

第2条 本市に次のとおり公民館を設置し、別に定める地区に分館を置く。

(1) 中央公民館

名称	位置	所管区域
伊賀市中央公民館	伊賀市上野丸之内500番地	市内全地域

(2) 地区公民館

名称	位置	所管区域
上野公民館	伊賀市上野丸之内500番地	上野地区
いがまち公民館	伊賀市下柘植702番地	伊賀地区
島ヶ原公民館	伊賀市島ヶ原4739番地	島ヶ原地区
阿山公民館	伊賀市川合3370番地29	阿山地区
大山田公民館	伊賀市平田3154番地	大山田地区
青山公民館	伊賀市阿保1411番地	青山地区

(職員)

第3条 公民館に館長その他の職員を置く。

2 前項の職員の定数は、別に定める。

(使用)

第4条 公民館の施設又は設備の全部又は一部を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の

許可を受けなければならない。

第5条 公民館の施設又は設備は、公民館の事業実施のため市民の公共的利用に供するほか、これを使用させてはならない。ただし、教育委員会は、公民館の事業実施に差し支えないと認めるときは、その施設又は設備の全部又は一部の使用を許可することができる。

(使用料)

第6条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市の機関が使用するとき又は教育委員会が特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

3 既納の使用料は、返還しない。ただし、やむを得ない事由に基づいて公民館の使用を中止した場合に教育委員会が返還することを相当と認めるときは、既納の使用料の全部又は一部を返還することができる。

(使用方法)

第7条 使用者は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

2 使用者は、公民館の使用に当たり、特別の設備をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。

(使用の不許可又は取消し)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

(1) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第23条の規定に抵触すると認めるとき。

(2) 建物又は器具を損傷するおそれがあると認めるとき。

(3) 公益を害するおそれがあると認めるとき。

(4) その他教育委員会が不相当と認めるとき。

2 既に許可をしたものについては、前項各号のいずれかに該当するときは、これを取り消すものとする。

3 次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、使用の許可を取り消すことがある。

(1) 使用者が第6条本文及び第7条の規定に違反したとき。

(2) 市又は教育委員会において、使用する必要が生じたとき。

(原状回復の義務)

第9条 使用者は、使用を終わったとき、又は使用の許可を取り消されたときは、直ちにその使用

場所を原状に復さなければならない。

(使用者の責任)

第10条 使用者は、建物又は備品を滅失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

(運営審議会)

第11条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

第12条 公民館運営審議会の委員の定数は、15人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。

2 前項の委員の任期は、2年とする。

3 第1項の委員が辞職した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、別にこれを定める。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、上野市公民館条例（昭和24年上野市条例第47号）、伊賀町公民館条例（昭和34年伊賀町条例第41号）、島ヶ原村公民館設置及び管理並びに公民館運営審議会委員に関する条例（昭和54年島ヶ原村条例第11号）、阿山町公民館設置及び管理に関する条例（昭和30年阿山町条例第20号）、大山田村公民館設置及び管理に関する条例（昭和30年大山田村条例第15号）及び青山町公民館設置及び管理並びに公民館運営審議会委員に関する条例（昭和30年青山町条例第35号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成16年12月24日条例第301号）

この条例は、平成17年3月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日条例第24号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月28日条例第35号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月28日条例第29号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、規則で定める日から施行する。（平成25年3月教委規則第4号で、平成24年4月16日から施行）

別表（第6条関係）

公民館使用料

(1) いがまち公民館

施設名	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00
ホール	900円	1,200円	1,200円
会議室他	200円	200円	200円

備考 冷暖房使用料は、使用料の2分の1の額を加算する。

(2) 柘植公民館

施設名	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00
ホール	600円	800円	800円
1階会議室	200円	200円	200円
2階会議室	200円	200円	200円
和室	300円	400円	400円

備考 冷暖房使用料は、使用料の2分の1の額を加算する。

(3) 阿山公民館

施設名	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00
会議・工作室 (1室)	900円	1,200円	1,200円
和室	400円	400円	400円
サークル活動室(1室)	900円	1,200円	1,200円
パソコン室	600円	800円	800円

備考

- 1 会議・工作室及びサークル活動室をそれぞれ3分割して使用する場合は、3分の1の額とする。
- 2 冷暖房使用料は、使用料の2分の1の額を加算する。

(4) 大山田公民館

施設名	9 : 00～12 : 00	13 : 00～17 : 00	18 : 00～22 : 00
研修室	600円	800円	800円
会議室	300円	400円	400円

備考 冷暖房使用料は、使用料の2分の1の額を加算する。

(5) 青山公民館

施設名	9 : 00～12 : 00	13 : 00～17 : 00	18 : 00～22 : 00
第1講座室 (1階和室)	400円	500円	500円
中ホール(2階)	500円	600円	600円
和室(2階)	200円	200円	200円
第2講座室 (3階洋間)	400円	500円	500円
料理実習室 (3階)	800円	1,000円	1,000円
ロビー(1階)	100円	100円	100円

備考 冷暖房使用料は、使用料の2分の1の額を加算する。

○伊賀市公民館運営審議会規則

平成29年12月25日教育委員会規則第4号

伊賀市公民館運営審議会規則

(目的)

第1条 この規則は、伊賀市公民館条例（平成16年伊賀市条例第250号）第11条の規定により設置する伊賀市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）に関し、同条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 公民館事業の進行管理に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、公民館の運営に関し必要な事項

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見等を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成29年12月25日から施行する。

## 社会教育法(抜粋)

発令 : 昭和24年6月10日号外法律第207号

最終改正: 平成29年3月31日号外法律第5号

改正内容: 平成29年3月31日号外法律第5号[平成29年4月1日]

### 第四章 社会教育委員

#### (社会教育委員の設置)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

第十六条 削除[平成十一年七月法律八七号]

#### (社会教育委員の職務)

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

#### (社会教育委員の委嘱の基準等)

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第十九条 削除[昭和三四年四月法律一五八号]



○伊賀市社会教育委員設置に関する条例

平成16年11月1日条例第249号

伊賀市社会教育委員設置に関する条例

(設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定に基づき、本市社会教育委員を置く。

(定数)

第2条 社会教育委員の定数は、12人以内とする。

(委員の委嘱)

第3条 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 社会教育委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が就任するときまで在任する。

2 欠員による補欠の社会教育委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(辞任の承認)

第5条 社会教育委員が辞任するときは、教育委員会の承認を得なければならない。

(会議)

第6条 社会教育委員の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は年2回、臨時会は必要のある場合に開催する。

3 社会教育委員の会議は、教育委員会が招集する。

4 社会教育委員の会議は、在任委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。ただし、同一の事件につき再度招集してもなお、半数に達しないときは、この限りでない。

(代表委員)

第7条 社会教育委員の互選により、代表委員1人を置く。代表委員は、委員を代表し、会議を主宰する。

(費用弁償等の支給)

第8条 社会教育委員の費用弁償の額及びその支給方法については、別にこれを定める。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、社会教育委員に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。